

令和4年12月21日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第166、167号の概要

(医療施設調査、患者調査の変更)

1 医療施設等の実態に関する統計調査

	医療施設の現状	患者の傷病等の現状
基幹統計調査	<p>医療施設調査 (厚生労働省)</p> <p>《動態調査・毎月》</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 地方公共団体に対して、病院・診療所の開設・廃止や病床数、診療科目などの変更の状況を調査 <p>《静態調査・3年周期》 【次回：令和5年】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ <u>病院・診療所に対して</u>、職種別従事者数や検査・手術の実施状況などを調査	<p>患者調査 (厚生労働省／3年周期)</p> <p>【次回：令和5年】</p> <ul style="list-style-type: none">◆ <u>病院・診療所に対して</u>、患者の入院・外来の別、受療の状況、診療費等支払方法、手術の有無、退院後の行き先等について調査
	<p>いずれも令和4年12月諮問^(注)</p>	
一般統計調査	<p>病院報告 (厚生労働省／毎月)</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 病院・療養病床を有する診療所に対して、新入院患者数、退院患者数、月末在院患者数、外来患者延数等を調査	<p>受療行動調査 (厚生労働省／3年周期)</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 患者本人（入院・外来）に対して、当該病院を選んだ理由、病院における対応状況（外来の待ち時間、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、生活習慣上の助言や指導、外来の受診頻度等）について調査

(注) 審議の中心は、医療施設調査（静態調査）・患者調査に関する内容であるが、令和4年8月10日に統計委員会から示された「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」の関係で、医療施設調査（動態調査）についても確認事項あり

2 医療施設調査・患者調査の概要（現行計画・前回調査）

医療施設調査

（調査実施担当：厚生労働省 政策統括官付 参事官付 保健統計室 医療施設統計第一係）

調査対象
・
報告者数

【静態調査】（全数調査）

- ①病院 約 8,300施設
- ②一般診療所 約103,000施設
- ③歯科診療所 約 68,000施設

【動態調査】（全数調査）

都道府県47、保健所設置市85、特別区23

調査周期

【静態】 3年
【動態】 毎月

調査方法

【静態】 保健所経由の郵送又はオンライン
【動態】 オンライン

調査事項

【静態】 所在地、開設者、設備、従事者の数及びその勤務状況、許可病床数、診療・検査の実施状況 等
【動態】（開設の場合）名称、開設年月日、所在地、開設者、診療科目、許可病床数、従事者数 等
（変更の場合）名称、変更年月日、診療科目、許可病床数 等

患者調査

（調査実施担当：厚生労働省 政策統括官付 参事官付 保健統計室 患者統計係）

調査対象
・
報告者数

- ①病 院 約6,500施設（母集団約 8,300施設）
- ②一般診療所 約6,000施設（母集団約103,000施設）
- ③歯科診療所 約1,300施設（母集団約 68,000施設）

※ 調査対象は、全国の医療施設を利用する患者

調査周期

3年

調査方法

保健所経由の郵送又はオンライン

調査票の
構成
・
調査事項

【病院入院（奇数）票】 患者の住所、入院年月日、受療の状況、診療費等支払方法、病床の種別 等

【病院外来（奇数）票】 患者の住所、外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法 等

【病院（偶数）票】 入院・外来の別 等

【一般診療所票】 患者の住所、入院・外来の種別等、受療の状況、診療費等支払方法 等

【歯科診療所票】 患者の住所、外来の種別、傷病名、診療費等支払方法 等

【病院退院票、一般診療所退院票】 患者の住所、入院・退院年月日、受療の状況、手術の有無、退院後の行き先 等

3 調査結果の利活用状況

行政施策上の利用

《両調査共通》

- 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療に関する基本方針・医療計画の策定
- 診療報酬改定検討の際の基礎資料

《医療施設調査》

- 最近の医療費の動向（MEDIAS）の作成
- 医療分野の情報化の推進に関する資料

《患者調査》

- 医療従事者の需給に関する検討資料
- アレルギー疾患対策推進に関する資料、社会保障審議会資料

他の統計調査の母集団情報として活用（医療施設調査）

- 医療施設調査で得られた情報は「医療施設基本ファイル」として、患者調査（基幹統計調査）や受療行動調査（一般統計調査）等の母集団情報として活用

4 主な変更事項（1）

① 調査事項の変更 <医療施設調査（静態調査）>

変更案

法改正、調査結果の利活用上の必要性及び報告者の負担軽減を踏まえ、一部の調査事項を変更

《追加例》

- 特殊診療設備に「ICU（特定集中治療室）に専任している医師数」を追加（病院票）
- 従事者数に「救急救命士」を追加（病院票、一般診療所票）
- 歯科設備に「歯科用CAD/CAM装置」、「デジタル印象採得装置」及び「口腔外バキューム」を追加
(病院票、歯科診療所票)

《削除例》

- 医療機器安全体制の保守計画に係る欄の削除（病院票）
- 「剖検」（病理解剖）欄の削除（病院票）

（注1）上記変更のほか、調査票のレイアウトや設問の文言表現等の見直しを計画

（注2）この調査事項の変更に伴って集計事項にも変更が生じる。

（注3）患者調査については、専らレイアウトの変更など形式的な修正のみであり、実質的な変更なし

4 主な変更事項（2）

② 公表時期等の変更 <医療施設調査（静態調査）・患者調査>

前回調査（注）

医療施設調査			患者調査		
提出期限（a）	概数公表	確定数公表	提出期限（a）	概数公表	確定数公表
令和3年2月末	令和4年2月下旬 (aから1年)	令和4年4月下旬 (aから1年2月)	令和3年3月末	令和4年3月下旬 (aから1年)	令和4年6月下旬 (aから1年3月)

（注）両調査共に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、提出期限・公表時期共に、令和2年調査に限り、通常の計画から4か月繰下げ

➤ 確定数の公表早期化を検討し、結論を得るまでの暫定的な対応として、前回調査では、概数公表（医療施設調査：2表、患者調査：1表）を実施

- ① その後、前回答申の課題である確定数の公表早期化を図り、概数公表と時間的差異がほとんどなくなる見込み
- ② 令和2年調査においては、概数の集計作業を確定数の集計作業と別に行ったことにより、事務が大幅に煩雑化

変更案

医療施設調査			患者調査		
提出期限（b）	概数公表	確定数公表	提出期限（b）	概数公表	確定数公表
令和5年10月末	<u>(確定数に一本化)</u>	令和6年11月下旬 (bから1年1月)	令和5年11月末	<u>(確定数に一本化)</u>	令和6年12月下旬 (bから1年1月)

4 主な変更事項（3）

③ 標本抽出についての計画上の記載修正 <患者調査>

病院のうち、「病院外来（奇数）票」等の報告を求める約3,400施設の抽出について現行計画の記載と実際の取扱いとの関係は以下のとおり。

現行計画の記載

医療施設基本ファイル
(約8,300施設)

患者調査の標本
(約3,400施設)

- ▶ 平成8年の「受療行動調査」の開始までは、上記の流れにより、病院の標本を抽出していたが、受療行動調査の開始後は、以下の「実際の取扱い」の流れに変更
- ▶ 令和2年調査について令和4年度に実施した厚生労働省内の自己点検（PDCAの一環）も踏まえ、計画の記載変更に向けた対応を検討

変更案

実際の取扱いに沿って、調査計画の記載を変更することを計画

実際の取扱い（※）

医療施設基本ファイル
(約8,300施設)

受療行動調査の
標本抽出（500施設）

患者調査のみの
標本抽出（約2,900施設）

患者調査の標本
(約3,400施設)

※ 両調査の層別区分や抽出率が異なり、標本抽出上の制約が大きい受療行動調査について先に選ぶ方が効率的であるため

(注) 病院全体としては、医療施設基本ファイル約8,300施設から合計約6,500施設を抽出している。

5 前回答申で示された課題

前回の統計委員会答申（令和2年3月16日付け統計委第3号）で示された課題
＜医療施設調査・患者調査＞

1. オンライン調査の更なる推進

《厚生労働省の対応予定事項》

- ① 従来のExcel形式に加え、HTML形式の電子調査票も開発を予定
- ② コールセンターの人員増などを計画

2. 調査結果の適切な公表の実現（→主な変更事項②）

- 確報公表について、公表の早期化を検討



調査実施者の対応状況を確認

6 統計委員会の建議対応

遅延調査票の取扱い <医療施設調査（動態調査）>

統計委員会の建議

国土交通省事案を受けて、遅延調査票（注）の扱いについても点検・確認

（注）月次・四半期調査について、調査票の提出が回答期限に間に合わず、本来の集計対象月に含めることができなかった調査票

《医療施設調査における遅延調査票の取扱い》

最新の医療施設数等を集計するため、遅延調査票について、提出された段階で集計に加え、累積値として、当月分を集計・公表

《建議での整理》

現在の扱いを、遅延調査票の取扱い方法の一つとして位置付けつつも、以下の検討が必要と整理

- ① 事後に遡って反映する処理の導入や月別集計の廃止などを含め、月別集計の在り方を検討
- ② 遅延の原因を確認し、改善策等を検討

厚生労働省での対応予定

病院及び診療所の施設数及び病床数の推移を見る上で、月別集計は引き続き必要と整理しつつ、今後の遅延調査票の取扱いについて、以下のとおり対応を予定

- 令和4年12月下旬を目途に、遅延調査票に係る現在の処理方法をHPに掲載
- 月報については、現在の処理方法（報告がなされた都度、累積集計する）を維持
- 年報において、実際に事象が発生した月に遡って反映できるか否かについては、令和2年（令和元年10月～令和2年9月）の動態調査票及び令和2年静態調査票を用いて、令和5年1月から検証開始（令和6年1月目途に取りまとめ）
- 報告者である都道府県等に遅延調査票の発生原因を確認（令和4年11月に照会を実施済。現在、回答の取りまとめ中であり、今後の部会で報告予定）